

七 布圓代ハ三十銭ニスルコト
 八 拾料精算ハ翌月五日ニ支拂スルコト
 九 強制擴張ハ要セサルコト
 十 代取料ハ一回ニ付キ三十銭ヲ支給スルコト
 十一 臨時配布物手當一回ニ付キ三十銭支給スルコト
 十二 日曜日ヲ公休トスルコト
 十三 製造用具一切ヲ整備スルコト
 十四 五歳首轉勤ハセサルコト
 右及中(圓)報候也

6. 6. 3
 1539

勞社第二〇三七號

昭和六年五月二十六日 善視總監 高橋守雄

内務大臣 安達謙藏殿
 社會局長 官 殿

時事新報販賣店特許堂労働爭議ニ關スル件 (解決)

要旨... 同新本部、新法ニ依リ従業員側ニ有利ニ解決ス

標記爭議ハ五月廿二日圓滿解決セルカ其、状況左記ノ通

記

一 關新組合側

労資双方共關新組合負ニワキ組合ハ如何ニ嚴重スヘキカニ就
 キ五月二十一日組合本部ニテ対策緊急委員會ヲ開キ高原、深
 田、大沢、小室、小柳等集合シ対策、協議ヲ行フ処アリタリ